

読書 今月の本棚と話題

月1回、おすすめの本、
話題の本を紹介します

被爆者全員の救済と核廃絶を

『原爆「黒い雨」訴訟』

田村和之・竹森雅泰(編)

今年是被爆78年。本書

は被爆者救済をめぐる被爆者・支援者・弁護士・科学者と国との長いたたかひの記録です。

国は被爆者認定の条件を狭め、被爆者でありながら救済されていない人

をつくってしまいました

た。その代表的な人々が広島原爆「黒い雨」被爆者と、長崎原爆の「被爆体験者」(爆心地から半径12キロにいながら、国が定めた地域外にいた被爆者)です。

「黒い雨」訴訟とは、

広島原爆投下直後に降った放射性微粒子を含む「黒い雨」に遭った被爆者がその救済を求めた裁判です。

広島高裁判決は、国の指定地域以外でも「黒い雨」に遭った人々を被爆者として認定すべきであり、たとえ黒い雨に打たれていなくとも、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引するなど、「内部被爆による健康被害が生ずる」可能性のある人を

被爆者とするべきとの画期的なものとなりました。

本書を読むと、被爆者と弁護団の奮闘、科学者の重要な役割に胸がうたれます。

初期の不十分な条件の調査で「黒い雨」降水地域を狭めてしまった「宇田雨域」に固執する国を追い詰める増田善信博士の「増田雨域」や大瀧慈博士の「大瀧雨域」、弁護団の論証はドラマを見ているようです。

しかし、たたかいは終わっていません。国は上告を断念し、被爆者健康手帳の交付を開始しましたが、新しい基準をつくり、「黒い雨に遭ったこ

とが確認できる」「がんなど十一種類の疾病にかかっていること」の二要件を満たさないと、手帳交付を認めないという線引きをしたのです。

高裁判決は疾病の有り無しは認定の条件にしておらず、新基準は高裁判決に反する違法なものです。「黒い雨」に遭ったのに、被爆者と認められない人々による第二次「黒い雨」訴訟が始まりました。

被爆から78年たつのに、救済されていない被爆者がいるのです。

被爆者全員の救済と、核廃絶をとの決意をあらたにしました。

(柏木新・話芸史研究家)



本の泉社 2023年
3000円(税込)
たむら・かずゆき(広島大学
名誉教授)、たけもり・まさひ
ろ(弁護士・「黒い雨」訴訟弁
護団事務局長)共編